

消費者裁判手続特例法等に関する検討会

第9回 議事録

消費者庁消費者制度課

第9回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年8月5日（木）13：00～15：22

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 個別論点

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官、西川課長補佐、守屋専門官
（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【１．開会】

○山本座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第９回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も、委員の皆様には御多忙のところ御出席賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から接続と資料の確認についてお願いいたします。

○伊吹専門官

本日も前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにさせていただいて返事いただき、その後、再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

皆様、ありがとうございました。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際は「挙手」をクリックしてお知らせください。御発言が終わられましたら「手を下げる」をクリックください。

また、オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いします。

続きまして、本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり、資料１は「対象となる事案の範囲」、資料２は「実効性、効率性及び利便性を高める方策」、資料３は「その他」についてでございます。

以上でございます。

【２．個別論点】

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

今回は、前回までに引き続きまして個別論点を扱いますが、これまで複数回御議論いただいた論点のうち、さらに議論を深める必要があるものと、それから実質的には今回初めての御提案で、追加で御議論いただきたいものについて扱いたいと思います。

具体的には「対象となる事案の範囲」「実効性、効率性及び利便性を高める方策」「その他」ということで、取り上げたいと思います。いずれにつきましても、事務局からの説明の後、それぞれについて質疑応答及び意見交換を行うという流れで進めたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、まず資料1「対象となる事案の範囲」について事務局から説明をお願いいたします。

○西川課長補佐

それでは、資料1を御覧ください。

まず2ページでございます。「第7回の検討事項」として再掲しております。

3ページは、「これまでの議論を踏まえた検討のポイント」でございます。

4ページでございます。さらに検討のポイントを敷衍しております。

まずは支配性要件と画一性とは基準としては異なるものと考えられるのではないかと。

次の○で、もっとも実際上は画一的に算定できるとされた慰謝料については基本的に支配性要件を満たすと考えられるのではないかと。

また、画一性が認められる慰謝料については、係争利益の把握可能性及び支配性の観点から基本的に本制度の対象とすることが許容され、先ほどの2ページの条件①～③を設定することは必要ないのではないかという点を指摘しております。

6ページにまいります。ここでは個人情報漏えい事案についてでございますが、様々な御意見があることを勘案いたしまして、矢印でございますが、個人情報漏えいによる慰謝料については単純な過失によるものは当面は対象としないこととし、意図的な目的外利用のようなもの、ここでは一般論としてでございますが、そのようなもの対象とすることが考えられないか。

また、このように考える場合、その基準についてどのように考えるべきかという点について御意見をお願いいたします。

8ページでございます。ここでは、重過失についての最高裁判例を掲げてございます。

9 ページでございます。「重過失を追加した立法例」といたしまして、消費者契約法第 4 条第 2 項についての経緯を紹介しております。

10 ページでございます。重過失について言及した文献を紹介しております。

最後に 11 ページでございますが、検討事項といたしまして本日皆様に御議論いただきたい事項としては検討事項 1. から 3. まで、それぞれについて御意見を頂戴できればと考えております。よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

質疑応答、意見交換に入りたいと思います。前回までと同様、各委員に一通り意見を述べていただくにとどまらず、それぞれの御意見に対する御質問や御意見を充実させたいと考えておりますので、恐縮ですがけれども、御発言 1 回当たり 2 分程度を目途としていただき、他の委員の御意見を踏まえてさらなる御意見も積極的にいただきますようお願いいたします。

資料 1 の 11 ページに検討事項が 1. から 3. まで挙がっているかと思いますが、これは相互に関連する部分がありますので、特に区切らず、まとめて全体について御議論をいただきたいと思います。

それでは、御発言のある委員については、例によって挙手機能でお知らせをいただければと思います。

河野委員、お願いします。

○河野委員

ありがとうございます。

対象の範囲に慰謝料を加えることに賛同いたします。特例法の対象となる少額多数の被害者への救済という視点から考えれば、もちろん一般的な慰謝料とは異なるということ、又は画一的に算定できるという要件が付加されることで相手方事業者にとっての予見性は高まりますし、何よりも公正で健全なマーケットの維持のためという形での被害救済もあり得るということを社会に示すことで、事業者の事業活動における抑止力になるのではないかと考えます。

また、個人情報漏えい事案の取扱いに関しましては、ほとんど全ての商取引に係る事業者の皆様からの御懸念は理解するところですので、今回の取りまとめで示されているように、故意又は重過失による場合を対象とすることで整理いただければと思います。

なお、故意、重過失、どちらにおいても立証が大変困難になるのではないかと考えますので、立証責任の在り方に対しては専門家の先生方のお考えをしか

りと伺って、できれば故意又は重過失というところは加味していただければありがたいと考えます。

私は、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

私も基本的には河野委員からあったところと同じということになりますけれども、改めて申し上げますと、前回の議論のあったときも申し上げましたように、5ページの【関係する主な意見】の○の一つ目は私の意見かと思いますが、本来であれば典型的に支配性とか係争利益の可能性のあるものについては取り込んでいくという発想からすれば、今回のように特段の①から③のような縛りを加えずに、画一性の認められる慰謝料についてはちゃんと取り込んでいくという方向性の提案については妥当だと思っておりますので、基本的に賛同したいと思っております。

ただ、前回も議論になりましたが、本来であればその発生原因によって対象となるかどうかを区別するというのはなかなか筋としてどうかと思うところもあるわけですが、一方で、こういった区別をせずに慰謝料を取り込んでいった場合、いわゆる個人情報漏えい事案で消費者に実損がなく慰謝料しか発生しないような事案まで特例法の対象に入ってくるのではないかということで、その観点から過剰な萎縮効果が事業者に生じるのではないかという御懸念が示されたかと理解しております。

この懸念は理解するところではありますけれども、ただ、本来の筋からいえばなかなか賛同はしにくいところです。しかし、広くコンセンサスを得ていくという観点から、一つの政策判断として一定の種類の個人情報漏えい事案を対象から除外していくということは考え方としてはあり得るのかなと思っております。

ただ、そのような方向で考えるとしても、故意だけに対象を絞るのか、重過失も含めるのかという点が問題になるわけで、重過失については故意と同様に扱うのが妥当ではないか。資料の9ページでも紹介されておりますように、平成30年の消費者契約法の改正で不利益事実の不告知における故意要件が重過失も含むものに拡張されたものですが、ここの改正の問題意識の背景の一つ

として、故意の立証というのが極めて困難であるということがあって、重過失を含むように拡張されたかと認識しております。繰り返しますけれども、本来の筋から言えば、故意だろうと、過失だろうと、消費者のほうに一定の請求権が認められるということであれば、これに対して賠償するというのは筋でありますので、その例外となるような除外については必要最小限にとどめるべきではないかと思うところであります。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

ありがとうございます。

結論的には、大きな違和感はないと思っております。個人情報漏えいについていうと、現実に明確な損害が出た場合については今回の議論の対象ではなくて、慰謝料ではなくて損害として請求すればいいわけです。ですから、慰謝料でこれまでもあった事案というのは結局そこまで明確な損害が観念できないケースであって、そうすると通常は500円とか1,000円でお詫びで済ませているものであるとか、私は非常に古い例しか存じ上げていないので恐縮なのですが、エステサロンの情報が漏えいしたケースで、これは非常にセンシティブであったということで訴訟の結果として3万円くらい認められるというような事案があったかと思います。このレベルの話をしていると思うんです。

これは正直なところ、対象に入れても恐らく訴訟としては成り立たない。要するに、費用倒れしてしまう事案であって、それを無理に入れようが、外そうが、現実に使われるかどうかという点では大した違いはないだろうと思います。

そういうわけで、私自身は入れておいた上で使われないという結果で終わるだろうと思っているのですが、それを外したい、外すべきだというのは、それはそれであり得る判断だと思うのですが、大高委員も御指摘されたように、ここは当然だと思うのですがなぜ個人情報漏えいの場合についてのみ外すのかということの説明は、外すべきだとおっしゃっている方々がきちんと用意していただくのが望ましい。理由を用意していただくか、理由はともかくやはりこの方々が反対されたので合意を得るためにそこを明確にさせていただくことが望ましいのではないかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

まず前半の慰謝料一般のことにしましては、基本的には今日の資料で分析されていることについてはここに記載されているとおりに考えています。そもそも慰謝料が対象から除外されるのは個別性が高いという点に求められているということからすると、画一性があるものについては個別性が高いということにはならないわけですので、対象に含めることについて障害がないということになるのではないかと思います。

ただ、若干確認ないし検討しておくべきかと思われる点といたしまして、前回この話題について議論したときも問題になっていたかと思えますけれども、慰謝料について画一性が認められるのがどういう場合であって、画一性が認められるというのは何を意味するのかということについてでありまして、裁判例等で一律の金額での、あるいはカテゴリーごとに一律の金額での慰謝料を請求するというような取扱い、それがまた認容されて一律に認容されるというような取扱いは珍しくはないものだと思っておりますので、そういう意味で画一的な請求であるとか、請求認容という例はあるということがまずあろうかと思いますけれども、理論的にその種の画一的な請求が全部請求としてなされているということなのか、それとも一部請求としてなされているのかという問題があろうかと思います。

慰謝料が精神的な損害の全部であって、それが画一的なのであるということであれば、これは慰謝料の性質として画一的な慰謝料が請求できるし、それしか請求できないわけですがけれども、本来は個別性があるものについて最大公約数的に共通する部分を一律に請求するのであるという場合には、個々の被害者との関係ではそれ以外にも損害があり得る。慰謝料はもっと高額になり得るのだけれども、共通部分について一律に画一的に請求する。これは、一部請求の一種であるということになるわけですがけれども、そのようなものを含めるのはなかなか難しいのだらうということで、そういう意味では性質上、「画一的に算定ができる」という文言が資料では使われていますけれども、私の理解では画一的に算定すべき慰謝料というのであれば、それは対象となり得るということではないかと思います。実際にいずれの場合がそれに当たるのかという

ことについては基本的に民法等の解釈の問題ということになってくるかと思いますが、この制度を仮に画一性のある慰謝料について拡張する場合、どれがそれに当たるのかということについて検討が必要と申しますか、そこについて認識が一致しないままで制度化するのはいろいろと問題があるのかなという感じがしております。

それから、後半の個人情報の漏えいの点についてですけれども、なかなか理論的には慰謝料について画一性のあるものを認めるという前提をとったときに、個人情報漏えいのみを画一性がある場合でも除外するというような説明が難しいところはあるように考えております。

ただ、これが個人情報を巡る事業者の取扱い等々に与えるインパクトが非常に大きく、社会的な影響が大きいので、より慎重な検討が必要である等々の理由によって、今回は別扱いをするということなのだとしますと、一般論としては6ページで示されている基準というところについては故意又は重過失というようなことで少し広めに捉えておくのが相当なのかなという考えを今のところは持っております。

ただ、個人情報漏えい事案の特殊性をどのようなものとして理解するのかによってその点は変わってき得ることかと思われまして、また重過失を含めるといったときに具体的にどういう事案がそこに含まれてくるのかということについて、やはり認識を可能な範囲で共有できると望ましいかと考えております。

前回御紹介いただいていた資料で、個人情報漏えいの類型というものがありまして、そのうち特に(4)という最後のものについては問題が大きいのではないかと御指摘もあったところかと思っておりますけれども、(4)ということであれば故意ということでカバーできるのではないかとと思われるところで、重過失まで広げるといったときに他の類型についても過失の程度によってはどんどん含まれていくということなのかどうかという辺りについて、検討を尽くしておく必要があるかと思っているところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、沖野委員お願いいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

私もこれまで出された意見に賛成なのでありますが、慰謝料の取扱いについてはやはり理屈の上でいくと、もともとの趣旨からしまして画一的に、そして

今、垣内委員からその画一的な算定可能性とはどういうことかの詳細な御説明がありましたけれども、そういう性質に照らすと除外の根拠がなくなりますので、およそ一般的に除外からさらに除外するという扱いが慰謝料除外の理由から当てはまるのだろうと考えます。

そうしたときに、個人情報漏えい事案だけ除くということは完全に理屈が立つのかというと、必ずしもそうではないところもやはりあるように思われます。

しかしながら、非常に実務上の懸念、特に事業者にとっての懸念が大きいというような事案である。そうしたときに、その事案の特殊性がどこにあるのかということと考えますと、一つには大屋委員が御指摘になったような、あるいはしばしば既に事業者から御指摘があるような財産的な被害というものが立証をしっかりとできる形で全ての人に出ているというような事案ではない。しかも、従来の規模感からすると、1人当たり500円から5,000円くらいまでの間ということだとすると、被害回復の必要性の強さというのも少し違って来るかもしれません。

それ以上に、しかしながらそのレベルでは個々の訴訟提起というのはなかなか期待できない。そうすると、広く浅く消費者被害がどんどん広がっていい類型になってしまうということからしますとやはり問題だと思われそうですし、予防の観点も非常に重要になってくるような類型だと考えられます。

その一方で、個人情報漏えいの事案というのは比較的新しい類型であり、一体どこまでの防御措置を取っておくことが要求されるのかの線引きが難しい面もあるように思われます。そうしますと、軽過失と言われるところはこの程度で大丈夫だろうと考えるところが、例えば裁判所によって判断が異なるとか、そういうこともなお出てくる事案なのかもしれません。

そういう生成途上といいますか、そういう面のある類型であるということ、さらにそれが多くの事業者に関わり得るものであり、かつ、言ってみれば一回的な行為で広く被害が出やすいというマグニチュードが大きいといいますか、一つ一つが6,000円だったとしてもそれが非常に多数に広がる。この多数性、多数の被害の回復というのはこの制度趣旨からいって狙いとするところではあるのですけれども、その多数感も従来考えていた多数以上に多数であるというような類型であって、それだけに事業者にとっての影響が大きい事案であるということが考えられます。

また、この情報の問題は、現在既にそうですけれども、これからの情報の多数からの収集、そして利活用の在り方としてどういう制度設計をしていくのかというのがトータルに考えられるべき事項の中で、漏えいの場合の損害賠償あるいは救済の在り方というのもその一環という面がありますので、その点でも生成途上の面があると思います。そうだとすると、軽過失のような場合は除い

ておくということが一つの理由として考えられるのではないかと思うところです。

逆に、故意、重過失に限るというほうからいいますと、やはり意図的な漏えいというのはリスクが懸念されるというレベルの話ではありません。

それから、重過失については今回整理していただきましたように、もともと二つの面が一般的にはあります。一つは故意の立証の困難に対応するという点で、故意なんだけれどもこれだけあったら故意でしょうという場合と、それから義務違反の程度が非常に甚だしいという面です。

前者であればやはり意図的な漏えい、それは証明できないけれども、ここまですらば意図的であるはずだというのはカバーしなければいけないのではないかと考えられますし、他方、こんなことさえやっていないのかというレベルの義務違反感も先ほどの予防の観点ですとか被害の内容からしてやはり入れるべきではないかと考えられるところです。

そうしますと、11ページにありますような形で故意又は重過失というところまで入れてくるのが望ましいと思われます。結局、消費者契約法についても改正があったように、本当に軽過失も除いていいのかということすら問題がある中ですので、最終的には重過失も含めてと言うべきではないかと思われるところです。

しかしながら、懸念が非常に強いということと、逆に消費者契約法でも同じような懸念があってまずは故意からスタートしたということがありますので、一旦故意からスタートして、懸念がそれほどでもないとか、あるいは故意ではやはり問題であるということであれば、次のステップとして重過失も取り込むという段階的なことも次々善の策くらいで考えられるかなと思うところです。

そして、今のような点が個人情報漏えい事案についての特色なのだとすると、同様の理由で別途の扱いをするものというのは考えにくいのかなと思っているところです。そうだとすると、例外類型がこれであるならば、やはり一般的には除外の除外を置いてさらなる個別類型除外という現在の11ページの在り方が適切ではないかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

慰謝料を本法の対象に含めるということにつきまして、従前から申し上げていますとおり、慰謝料は本来的には消費者一人一人でその程度が異なるということかと思えますし、今回の資料の4ページでは新注釈民法を引かれて、慰謝料は客観的な方法により算定ができないものであって、裁判所が裁量により算定するものという記載がございますけれども、やはり事業者にとって予見可能性が高いとは言えないという懸念は引き続きございます。

また、二段階目の手続におきましては個々の消費者が参加しないという中で消費者の精神的損害の大きさというものをどう推し量っていくのかというところは相変わらず問題がございます、そこにどうしても架空的なロジックが入ってくるのだろうと感じております。引き続き慰謝料を本法の対象にすることにつきましては反対せざるを得ないと思えますし、もし入れるのだとしても要件は厳しくして必要最小限の範囲にとどめるべきだろうと考えております。

次に、11ページの2.の個人情報漏えい事案について別途の取扱いをすべき理由というところでございますけれども、先ほど沖野先生からも御意見をいただいたかと思っております、かなりの部分、私どもとしても同じことを考えているわけですが、やはり対象者の数が非常に多くなることが想定される。いわば、事業者としての規模が大きくても、数は大きくなりますし、大企業であれば対象者が数十万、数百万人という規模になる可能性がありますので、1人当たりが少額であっても合計額としては極めて大きな損害賠償額になる可能性が容易に想像できる。そうしますと、必ずしも不当な事業で利益を上げたわけでもないにもかかわらず、大きな損害賠償責任を負う可能性があるということですね。

それから、これも申し上げているところでありますけれども、個々の消費者におきまして個別性を見たときには本当に精神的苦痛を感じていたのかよく分からないという中で損害賠償責任を負わされる可能性があるということが事業者にとってあまりにも酷だということが言えるかと思えます。

また、漏えいの中にもいろいろなパターンがあるということでございまして、実際に悪用されてしまったパターンから、一時的に他人が閲覧可能になっていたけれども本当に閲覧されたかどうか分からないといった事案もあるわけでございます。

では、こういった場合に慰謝料が請求可能になるのかというところも幾つか裁判例はありますけれども、その事例の集積というものはまだまだだと思われるので、確立した裁判例の蓄積がないのだろうと理解しています。

そうした中で、今回の提案にございますように故意か重過失であれば個人情報

報漏えい事案においても慰謝料を対象とするというような意味合いの定めを法律に置くということには、なお慎重であるべきだということも理由になると思っております。

それで、要件論でしょうか。今回で言うと11ページの②の故意か、故意又は重過失という話ですけれども、これも仮に画一的に算定できる慰謝料は対象となる損害とするときにどう考えるのかということを経団連で意見を聴いているのですけれども、画一的に算定できるというところに関しましてはかなり懸念する意見が多かったです。

これは先ほど垣内先生がおっしゃったところと近いのかもしれませんが、一部請求をしたら画一的に算定できるというような話になってしまうとかなり多くの事案で画一的だという判断になるのだらうと思われまので、結局、画一的ということが要件として機能しないのではないかというような意見が多かったです。

慰謝料の額の算定の基礎となる事実が共通していれば画一性があるという結論になりかねないのかなと、先ほどの垣内先生のおっしゃった一部請求だったという話はまさにそういうことかと思ったのですけれども、支配性があれば画一性があるとなってしまう可能性があります。そうすると要件論としては機能していないと思いますので、ここで絞りをかけようとするのであれば、より明確な要件を、画一的なというところに入れていかなければいけないと考えます。

もし画一性があるかどうか判断しようということですと、やはり応訴負担というのも課題になりますし、訴訟の中でも審理が長くなってしまうだろうと思います。

それから、故意だけなのか、故意又は重過失かというところでございます。重過失につきましては、取りあえず軽過失かもしれないけれども訴訟してみようというような行動を誘発するのではないかという懸念が多かったというのは従前どおりでございますが、今回消費者庁からいただいた資料の中で重過失というものには二つあるのだ。ほとんど故意に近いというものを指すのか、単に著しい注意義務の欠如を指すのかというのはケース・バイ・ケースなのであるとありますが、結局重過失というのはどこをベースに考えるのかという点が予測可能性を持って受け入れられないという議論が経団連の中でありました。したがって、もし仮に個人情報漏えい事案というものの全体は本法の対象にならず、故意による場合は対象とすることとなった場合に、その中に重過失事案も含めるということには反対ということにさせていただければと思います。

最後なのですが、これは提案というところもあるかもしれませんが、やはり精神的損害でしかない、慰謝料しか請求できないというような事案につ

いては、一段階目の手続である程度画一的に額とか算定基準が決まるんだということを使うのも実際には無理があると思っています。消費者に共通の財産的な損害が発生しているのであれば、それに起因して消費者に共通の精神的損害が発生したというような推論も一応できるのかと思いますし、そうであれば画一性があるというのでしょうか、この画一的に算定できるというような要件立てについては先ほど私は異論を申し上げたところですが、それに近いようなことも言えるのかなと思いますので、個人情報漏えい事案の慰謝料だけを取るというよりも、2ページで言うと①でしょうか。第7回検討会の御提案にあった要件論で言うと、この①に近い考え方でしょうか。現行の特例法上、対象となる財産的損害と併せて請求される。だから、財産的損害が発生していると認められて、財産的損害に起因して精神的損害が発生している。そういった要件を立てるのであれば、慰謝料というものが請求可能になってもおかしくはないと考えているところでございます。

長くなりましたが、一旦以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、後藤委員お願いいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。

今、木村委員からお話がありましたように、我々事業者団体から見ますと、前々回の第7回検討会における検討事項から要件が全部外されて、画一的に算定できるものは全て対象にするというお話になっておりますが、やはり実被害が生じていない中で慰謝料の請求が可能となり、しかも被害者の個別性を除いて画一的に請求するというのが、本当に被害者の救済に適うのか、ここは重要な観点と思っております。

次に、他の委員と重複しない話で申し上げますと、今、日本の国内には大まかに言って全体で360万社の企業があります。そしてそのうち大企業はわずか1万1000社程度であり、残りは全て中小企業でございます。つまり中小企業の割合は全体の99.7%を占めており、そのうちのさらに規模の小さな、例えば製造業などでは従業員が20人以下、小売やサービス業では5人以下という基準の小規模事業者は約305万社を占めております。このような中小企業、小規模事業者に対して、慰謝料の請求が多数提起され、さらには個人情報漏えい事案のように実被害が生じていない中でも慰謝料の提起がなされるという話になりますと、経営的に厳しい状況下に置かれるというのは容易に想定できる話として、御理

解いただきたいと存じます。

次に個人情報漏えい事案について申し上げます。第7回検討会では個人情報漏えいに関する事例として(1)から(4)までの類型が提示されておりましたが、この4つの基準を全て取り払ってしまうと、第7回検討会でも申し上げたように、例えばファイアウォールの程度はどこまですればいいのか、実被害が生じてもないのに情報を漏えいしたという、その1点で慰謝料請求が提起されやしないか、という懸念がございます。また、慰謝料の請求が可能という制度になるとして、例えば裁定された500円や1,000円などの金額に実質的な根拠はなく、同じく以前にも申し上げたように、事業者はお詫びという意味で500円や1,000円のお支払いをしていたわけであります。

しかし、最近では、個人情報の流出事案においては、消費者に500円や1,000円のお詫びを行うことが逆に失礼ではないかというお叱りをいただく傾向となっています。そのようなことから、個人情報流出事案における事業者の対応としては、きちんとお詫びの文書とともに改善策を示し、今後そういう間違いをいたしませんということを宣言することでご納得いただいている状況だと認識しております。

このような個人情報漏えい事案における実務の視点から考えますと、単に画一的にあらゆる基準が設けられればいいのかという議論とはちょっと違うのではないかという理解を私どもはしております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

後藤委員の御趣旨ですが、今、挙げられたのは個人情報の話だったと思うのですけれども、これについては今回の11ページの提案では基本的には対象外となっておりますので、後藤委員の御懸念のような事態は生じないのではないかと思いますのですけれども、今回の提案自体についての後藤委員の御意見はどのようなものになるのでしょうか。

○後藤委員

私どもは2ページに挙げていただいた要件、特に③の「故意・重過失により生じたもの」については画一的に算定できるものという理解はある程度是認できるという状況です。

先ほど沖野先生からもお話がありましたけれども、そういった趣旨でできるのであれば、ある程度是認はできるという趣旨です。

○山本座長

ありがとうございました。故意を除いていくということであればということでしょうか。

○後藤委員

そういうことです。

○山本座長

分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

皆さんからほかに御意見がなければということで、木村委員、後藤委員の御意見を伺っておりまして、思うところを少し述べさせていただきます。

まず、垣内先生のほうから画一的請求の趣旨がどうなのかという御発言がありました。全部請求なのか、一部請求なのかということですが、性質上の画一性というのを突き詰めて考えると確かに全部請求というのが筋なのかなと思ったりもするのですが、一つ考えなければいけないのは、この特例法はあくまでもオプトインで、納得した人たちだけが第二段階に入ってくるというスキームになっていますので、団体がコントロールして共通する部分のみを、正確に言えば一部請求になるような構成をして請求をするということが必ずしも妥当ではないと言われると、それもあり得ていいんじゃないか、若しくは実務的に考えるとあり得るのではないかという感想は持ったところです。

それから、重過失のところも私としては両方ともあっていいのではないか。故意に準じるものだけではなくて重過失も当然入ってきてしかるべきということですが、ここは沖野先生の御発言がなるほどなと思いました。慰謝料をどういうふうに算定していくかについては、まだ新しい裁判例とか考え方で成長している段階で、とりわけ過失の判断においてどこまでやれば義務を果たしたことになるのかというのはまだ動いているところがある。

特に個人情報デジタル化をしていて、思いもよらない利用のされ方をするというような時代で、事業者としてどこまでやればいいのかというのはなかなかわからないという中で、まずは軽過失を抜いて制度化する。我々としてはせめて重過失を入れていただきたいところなのですが、取りあえず、悪質性が高いものからまずは取り込むという考え方は十分にあり得るかと思っています。

特に故意若しくは故意に準じる事案につきましては、先ほどから御懸念にありましたような注意義務といいますか、事業者として何をすればいいのか分からないというようなレベルの話でもないですし、むしろ消費者に対して積極的に被害回復、何か苦痛なりを慰謝する手段を取るべきではないかと思います。

そういうところから、資料のほうでも6ページの検討のポイントのところでは「当面は対象としないこととし」と、まさしくこの表現が共通するところではないかと思うのですけれども、まずはコンセンサスの得られるところを入れるということで進めていってはいかがかと思ったところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

河野委員、お願いします。

○河野委員

事業者の立場に立った委員の方々の御意見も拝聴しましたし、それからこの慰謝料の中での個人情報の漏えい事案の整理については沖野先生の御説明と垣内先生の御説明によって、対象に新しく何かを取り込むときにはやはり最初は慎重であるべきだということは消費者としても一定納得はしますので、それなりに影響をしっかりと考えて慎重にはあるけれども、慰謝料については、積極的に御検討いただければと思っております。

特に、目に見えやすい財産的な被害ということに対しては私たち消費者も自覚がございますし、何とかして被害回復がかなうのであれば団体の方に代理いただきたいという現実的な手法に行き着くわけですが、今回のように沖野先生のお言葉を借りると、広く薄く被害が実は広がっている。でも、ではそれに対して自覚がない消費者はどういうふうな救済手段が用意されているかというと、今はそれがなかなか見つからないということで、最終的に先ほど大屋先生がおっしゃったように、これを入れたとしても実際的にはそれほど効果は発揮できないという御発言も確かにそうかもしれないなと思うところもありますけれども、制度として社会の自覚を促す。今後に対して結構起こっている問題なんだということをしつかりと確認するためにも、できれば無理のない程度に取り入れていただきたい観点かと思います。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

次回以降、恐らく取りまとめの段階に入っていくことになると思うのですが、それとの関係で木村委員に確認をしたいのですけれども、先ほどの御趣旨で、これは垣内委員も言われたところですが、一律一部請求みたいなものも対象になると切りがないというか、原告団体の請求の仕方によっては全て入ってしまうのではないかと御懸念はもっともなことのようには思われました。

垣内委員からの御提案としては、その損害賠償、実体法上のということだと思いますが、性質として画一性が認められるもの、あるいは①の画一的に算定できるということではなくて画一的に算定すべき慰謝料というように、実体法上の性質としてそこは規定されることになるのではないかと御提案といいますか、御発言があったと思います。その表現は法制的なことになってくると思うのですけれども、実質的な考え方としてそういうような考え方を取れば御懸念は解消できるものなのか、あるいはさらに何か追加的に考えるべき点があるのか。もしその辺りについて御意見があれば、お知らせいただければ大変ありがたいと思います。

○木村委員

今の点は非常に重要なところかと思っています。私の一存でお答えし難いところですので、次回何がしか、今の宿題に対してお答えができればと思うのですが、繰り返しになりますけれども、画一的に算定できるものというのは要件として機能するのかということに対しての不安感があります。経団連で本件を議論しているワーキンググループのメンバーの中には企業法務に携わっている人が多いわけですが、不安感がかなり強く上がってきており、ここは非常に重要と考えているところです。

あとは、大屋先生から、もし個人情報漏えい事案が本法に基づいて訴訟提起可能になったとしても、なかなか使われないのではないかと御指摘がございました。そうかもしれませんが、実際にその制度が始まってみて何年かしてやはり使われないということであればそうなるかもしれませんが、制度発足当初、施行当初は企業としてはそこを見据えた対応をしていくことになるだろうと思いますので、萎縮効果は制度として制定されてしまうと一回は発生してしまうものと理解せざるを得ないですし、使われないとなると今度は当然使いやすくするためにはどうするのか。まさに今この検討会が設けられているように、制度をつくったのに使われないのはよろしくないのだから使えるようにしていこうという議論をまたすることになると思います。ですので、そこに関しても不安を感じている企業が多いということをつけ加えたいと思います。

○山本座長

ありがとうございました。

先ほど後藤委員から挙手があったようにも見えましたが、お願いします。

○後藤委員

ありがとうございます。

先ほどちょっと私の言葉が十分に伝わっていないのではないかと思います、繰り返しになるかもしれませんが、過去の裁判結果を見てもやはり画一的に算定できる判断というのはあまりないように思われます。また、どのような経緯で慰謝料を請求することになったのかという分析が必要だというのは各委員からも出ていたかとは思いますが、現行の対象事案の範囲に該当するものを便宜上、慰謝料で受けざるを得ないというお話はいろいろ委員の先生方からもありましたが、もしそうであるならば、その部分だけを対象範囲に加えればいいのではないかともしました。

また、資料の4ページにあるとおり、慰謝料というのは裁判所が裁量によって判断するというのとありますので、たとえ画一的に算定できるとしても企業側からすれば先ほど木村委員からもありましたように予見性が高いとは言えず、係争利益は判断できないのではないかと存じます。

さらには濫訴の懸念もあるかと思います。といいますのも、慰謝料の金額を裁判所がどのように算定するのかについて企業側が想定することは困難だと木村委員仰っておられましたが、加えて、実はその金額を算定されるリスクや、不本意な裁判の和解を強いられるようなケースも発生するのではないかとということも考えられ、事業者にとっては非常に懸念するところであります。先ほど申し上げましたように、規模の小さな企業がこのようなリスクを負うことは、経営的にかなり厳しくなりますので、その辺りの実態上の話もある程度御理解いただければ大変ありがたいという趣旨でございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。よく分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。議論は出尽くしているでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

何度もすみません。今、後藤委員のほうから幾つか御懸念の話がございまし

たが、一言御指摘したほうがいいかなと思った点だけお話をさせていただきたいと思います。

濫訴のリスクと絡んでのお話でしたが、確かにアメリカ合衆国のクラスアクションとか、カナダもそうですけれども、被害者と称する者であれば誰でも代表原告になり得るような制度であれば、そのような事態も確かにあり得ない懸念ではないわけですが、我が国の制度というのは特定適格消費者団体という資格を持った、認定を受けた団体しか提訴はできない。そこでそもそもかなり絞られていて、かつその団体は内閣総理大臣から認定を受ける必要がありますので、施行後のこれまでの状況を見て、濫訴ということは抽象的であってもほぼ懸念する必要はないのではないかというのが率直な意見であります。

また、想定外の金額になるから中小企業としてはつらいというお話もあって、本音の議論としては理解するところなのですが、裏返して言えば中小企業に関してはそういったものは軽く考えていいというか、そのようにおっしゃっているのではないと思いますけれども、ややそういうふうにも聞こえてしまうところがありまして、先ほども申し上げたように個人情報の重要性というのはここ10年、非常に高まっていると思います。データというものがデジタル化をして、さらにビッグデータのような思いもよらない形で利用されていくという個人情報の持つ価値が高まっているところでもありますので、それに対して消費者の持つ意識というのも非常にセンシティブなものになってきておりますので、あまりその点は事業者としてもあまり軽く考えるべきではないのではないかとというのが私の率直な感想でございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。

考え方は先ほど述べましたとおりなのですが、仮に慰謝料について対象に入れていく方向でさらに検討していくということであると、画一的なものが前提ということにはなるわけですが、それが具体的に幾らなのかということについて、手続のどの段階で、どのような形で確定されるのかということも確認をする必要があるかと思っております。団体の側で、請求の立て方としてまずどうするのかということもありますし、共通義務の内容として金額的な要素も

含めて主文で確認をするということなのか、そうでないのかとか、あるいは第二段階の手続で事業者側が個別に、この消費者については個別の事情から精神的損害といったような主張が許されるのか、許されないのか。許される場合があるとすればどの範囲なのかといったような問題がいろいろとありそうにも思われますので、制度化を仮にするとしたらその辺りについてさらに整理する必要があるという気がしております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
木村委員、お願いします。

○木村委員

今、垣内先生の御指摘のところは、実は私どもの中からもそれに似た意見が挙がっておりまして、一段階目の手続において金額を確定されるに等しい審理をすることはできないのではないのか。個々の消費者が参加していない段階でそんなことがこの確認手続で可能なのだろうかという根本的な疑問もあったかと思います。そういう点において、慰謝料請求というものがこの二段階の手続を前提としている消費者裁判手続特例法との関係で食い合わせが悪いものになるのではないかという指摘もございましたので、整理が必要だと感じるころです。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

○大高委員

繰返し、恐縮です。

先ほど、今の垣内委員と木村委員が御指摘になったのは、確かに法制上は非常に重要な論点だと思っておりまして、興味深い論点だと思っております。

ただ、私が何回か前に申し上げたと思いますが、個人情報漏えい事件で裁判になった事案で慰謝料の認定の基礎事情になったところというのは客観的な事情がほとんどで、何か個々に変わるような事情が算定根拠とされているのではなくて、ある程度客観的な事情を中心に、皆さんに共通するような客観的な事情を基に判決されております。ですので、私は個人的にはそういった

慰謝料の算定根拠になるような事情が共通するような案件であれば、画一性の具体的な定め方次第ですが、その辺りは法制的な話なのであまりここで深入りすることはないと思いますけれども、いずれにせよ第一段階目で十分に確定できるようなものもあれば、場合によっては第一段階では絞られずに第二段階で具体的な金額が確定するというパターンもどちらもあっていいのかと思っております。その点は法制上の話だと思っておりますので、導入自体を左右するような話ではないのかなと私は理解しております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、この点はこの程度にしたいと思います。

私の理解したところでは、11ページの検討事項に即して申し上げると、まず1の①で画一性というものを前提として慰謝料についても対象範囲にするという提案については、多くの委員から賛成の御意見があった一方で、画一的に算定できるということの意味合いが必ずしも明確なものではないのではないか、ここをもう少し詰める必要があるのではないかとということで、それが十分に詰まらない中ではなかなかこの提案に賛成することはできないという御意見、こういう形で規定がされた場合にそれを手続の中でどの段階でどのように金額も含めて固めていくかということもさらに検討する必要があるのではないかとという御指摘があったものと理解をしております。

それから、仮にこういう形で個人情報漏えいの事案を除くということについてはおおむね賛成という御意見が多かったものと思います。ただ、その根拠、2のところですが、いろいろなことが御指摘されました。団体側から見れば少額で多数の消費者が対象になる費用倒れになるのではないかとというような御指摘もあったと思いますし、事業者側からすれば、他方で、一回で非常に大きな損害、賠償額というものが求められる可能性があって、過剰な萎縮効果を伴うおそれもあるのではないかとという指摘もありました。また、この個人情報の問題それ自体は生成途上の新たな類型に関わるものであって、よりトータルな検討が必要であるということからすれば、今回この点について除くということも考えられるのではないかとというような御指摘もあったかと思います。

②の故意か、故意又は重過失かという点については、双方の御意見があったかと思いますが、重過失を入れるべきであるという御意見の中にも段階的に制度整備を進めるということでは考えられるのではないかとということで、まずは故意から始めて、次のステップとしてまさに将来的に重過失の問題という

のは考えられる可能性はあるにしても、今回は故意ということで考えたらどうかという御指摘がありました。

また、故意、重過失の証明性についてどう考えるのかという問題提起もあったように思います。

最後の3の点については、別途の取扱いをすべきものについて私が理解した限りでは、特に具体的な御指摘というものはなかったように承りました。

そうということで、次回以降取りまとめに向けて、なお宿題は残った。11ページの検討事項のような方向性で今後進めるところまでのコンセンサスは私の理解ではまだ得られていないということなのかなとは思いますが、この提案による問題点はかなり浮彫りになったのではないかと思いますので、次回以降に向けて引き続き提案を議論していくということかと思えます。

資料1の点はよろしいでしょうか。何かさらに御意見があればと思いますが、よろしければ今日はちょっと早いですが、休憩を取って、次の資料2以降は全く別の問題になりますので、少し気分を変えてといいますか、雰囲気を変えたいと思いますので、ここで若干休憩を取りたいと思います。いつも短くて恐縮ですが、5分程度の休憩ということで2時13分から再開したいと思いますので、しばしお休みをいただければと思います。

(休 憩)

○山本座長

それでは、再開したいと思います。

飯田委員が、御自宅の近くで停電があってインターネット接続が遮断されているという御事情のようですけれども、復旧次第、再度お入りいただくということで、取りあえず議事としては先に進めさせていただければと思います。

引き続きまして、2の「実効性、効率性及び利便性を高める方策」の課題にしたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

資料2を御覧いただければと存じます。こちらは、括弧のところに書いてありますが、大きく分けて二つのテーマを扱わせていただければということでございます。一つが「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」、もう一つが「手続のIT化」というところでございます。

2ページでは「事業者に関する情報の取得手段の在り方」ということで整理をしておりますが、検討事項を三つ挙げてございます。

まず①でございまして、「適格消費者団体と特定適格消費者団体との連携協

力について、法文上明確にすることとしてはどうか」ということを御提案させていただきます。

主な例ということで、これまでの御議論なども踏まえたものを記載させていただきます。

また、②のところですが、「第三者に協力を求めることが考えられるか」というものでございます。前回まで、主に対象消費者に関する情報という切り口でも、この第三者の協力ということについて御議論いただいておりますが、今回は事業者に関する情報という切り口でも御議論いただければという趣旨でございます。

最後に③ということで、「その他に考えられるものはあるか」ということでございます。

続きまして、3 ページが「手続のIT化」でございます。こちらのうち、主に団体と対象消費者との間の手続のIT化に関しましては、これまで環境整備のところなどで主に御議論いただいております。今回は、主に裁判手続を中心に想定したものとなっております。

検討事項でございますが、「特例法上の手続に関して、民事訴訟法に関する議論状況も踏まえ、下記の点について、どのように考えるか」という点でございます。

①が、民事訴訟法等の手続法が基本的に直接適用される手続、ここに記載しているような手続につきまして、当該手続法上の規律が変更される場合に、特例法上、特に留意すべき事項があるかという点。

②が、民事訴訟法を準用する簡易確定手続につきまして、民事訴訟法上の規律が変更される場合の形式的な準用関係の見直し以外に特に留意すべき事項があるか。

③が、特例法独自の規定について、民事訴訟法等の手続法の規律が変更される場合に特に留意すべき事項があるか。また、裁判手続以外の手続に関する規定でIT化に向けて特に検討を要するものがあるかというものでございます。

なお、この民事訴訟法に関する議論状況という点の参考の資料としまして、参考資料に「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」をおつけしておりますので、適宜、御参照いただければと存じます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、資料2については大きく二つの問題があって、かなり違う問題ですので分けたほうがよいかと思います。

まず1ページの「事業者に関する情報の取得手段の在り方」について御議論いただければと思います。③までございますけれども、これについては特に区切りません。どの点からでも結構ですので、お気づきのところを御発言いただければと思います。

河野委員お願いします。

○河野委員

ありがとうございます。

2ページのまず①番目ですけれども、事業者に関する情報取得手段としてということなので、適格消費者団体、それから特定適格消費者団体、両者はほぼ同じ目的のために存置されていますし、これまで同じ方向を向いてベクトルをそろえて活動実績を積み上げてきた組織でありますから、今後に向けても連携協力できるということをこの機会に明文化していただきたいと思います。

それから、2番目の第三者に協力を求めるということに関しましては、契約の場合や決済手段などはどんどん複雑化していきまして、かつてのように対面、紙、現金から変化した状況にありますので、ビジネス構造の複雑さを考えますと、例えばデジタルプラットフォーマーや決済事業者の皆さんとの協力関係を構築しておくことは、被害救済に当たる特定適格消費者団体にとっても何らかのメリットがあると思われます。

同時に、消費者と事業者とをバリューチェーンとして仲介するプラットフォーマーの方や決済事業者などにとっても、関係する取引先等において消費者トラブルや被害が発生した際に公平なビジネスを行っている証左として、こうした仕組みや協力を行うことは可能ではないかと推察しますので、この2番目の協力要請は一旦、整理する方向に賛同したいと思います。

3点目のその他ですが、これは何か申し上げなければと思ったのですが、これまでも事業者の財産情報の取得、相手方に十分な財産があるかどうかがこの制度の根幹でもある被害救済と直結することから、共通義務確認訴訟の判決確定等、こういった情報を取得できるように何らかの道を開いていただければと考えております。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかに発言いただける方、いらっしゃるでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

今、河野委員から御発言があったところについては基本的に私も共感するところでありまして申し上げた上で、何点か付け加えさせてください。

正確に言うとその他ということになるのだらうと思いますが、まず1点目として事業者の行為等に関する資料、情報の取得手段として、第6回検討会の資料に例示をされておりました行政処分等について行政庁が作成した書類等の提供というものが今回もう少し踏み込んだ御提案があるのかなと期待をしていたのですが、なかったということでありまして。

この点に関しまして、いろいろと運用なども御検討いただいているのだらうとは思いますが、前回も申し上げましたように、こういう行政処分の対象となる行為を継続的に行っていて、その結果、消費者に損害を与えている事業者に対しては、当然、行政庁が適時に業務停止などの行政処分を行って事業を止めさせるということは大事なのですけれども、併せて被害回復というのもきちんと集団的になされるような仕組みをつくっておくということが、被害回復に資するだけではなくて違法行為の抑止という観点からも非常に大事なことでないかと思っております。

ただ、行政処分というのは出せても、あくまでその被害回復というのは民々の間の話になりますから、なかなかそこに行政庁が介入をされるというのは難しいということがあるわけですから、行政庁の情報が被害回復のために必要があると行政が判断する場合には、団体に提供して被害回復をしてもらうという連携の在り方というのは、むしろ望ましいのではないかと思います。

実際、今年の通常国会で特商法と預託法に関して行政処分に関する情報を特定適格消費者団体に提供できるとなされたわけですが、この背景の一つとして私が聞いているところでは、預託法の事案だと記憶しておりますが、行政庁が繰り返し、そういう業務停止等の処分をしたにもかかわらず、なかなか止まらないというときに、特定適格消費者団体からもアクションを起こそうという動きはあったようなのですが、なかなか情報がなくてアクションを起こすまでには至らなかったということもあったと伺っております。こういった場合に、行政と連携するというのは消費者の利益に非常につながる面がありますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

とりわけ景表法でありまして、景表法に関しては御承知のとおり、最高裁のクロレラチラシ判決によって不特定多数への表示であっても勧誘行為になり得るという解釈が確立をしたこともあって、優良誤認表示等に対する措置命令というのが、特例法による被害回復と、一定、間接的であれ関係を持つに至っております。

実際、この検討会における団体のヒアリングでも、消費者庁の措置命令を契機として、返金申出を行って返金の実現したという事例も紹介されておりました。もちろん、現状、団体からこういう申入れをしたときに、措置命令が出ているからということで素直に返金に応じてくれたり、若しくは資料などもちゃんと自主的に提供してもらえという運用が確立しているのであればいいのかもしれないけれども、その辺りの事情は団体の方がいらっしゃるので、少し実情を聞いて必要性について確認をしたらいいのではないかと考えております。

それはそれとして、もし今回の検討会では時間が足りなくて、なかなか具体的なテーマに至らなかったということであれば、少なくとも必要性というものを確認した上で、今後の重要な検討課題であるということは、少なくともこの検討会で確認しておくべきではないかと考えております。

また、先ほど河野委員からありました事業者の財産情報の取得手段についてもなかなか難しいということであれば、やはりこの検討会でまとめるということは必要ではないかと思えます。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

今、団体のほうに実情についても何かあればという御指摘がありましたが、消費者支援機構関西から御発言をお願いできればと思います。

○特定非営利活動法人消費者支援機構関西（五條）

消費者支援機構関西の五條です。

第2回検討会のヒアリングの際にもお話ししたのですが、景表法事案については今、大高委員からお話があったように、事業者が処分を受け入れて、なおかつ、任意の返金に応じるような事例では、そんなに大きな問題はありません。

ただ、事業者の側が処分を争っていたりとか、後に処分が取消されたりとか、あるいは処分されたけれども不実告知等には当たらないというような主張をするとか、こういったバリエーションがあります。こういった場合に提訴までするかどうかを判断するに当たって、事業者の主張であるとか、消費者庁が処分した根拠となる資料の内容を確認する必要があります。

また、処分が取り消された場合については、取消事由が表示の不実性に関連する事項なのか、全然別の理由で取り消されているのかを確認する必要があるわけです。

こういう必要性に関しては、今回、立法された特商法の事例と特に変わるところはないわけですし、むしろ当団体に関する限りでは、事例数としては圧倒

的に景表法事案のほうが多いわけです。

ただ、現行法上、差止めの場合であっても、事業者は適格消費者団体に対しては法的に表示の根拠を示す義務を負っていません。ですので、実際の行政処分対象案件でも、根拠になる資料を事業者の側から適格消費者団体が入手する必要があるので、そういうところがあって我々としては資料の開示をお願いしたいと考えているわけです。

○山本座長

情報提供、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

第2点の第三者に協力を求めることが考えられるかという点についてですが、これについては確かに事業者側所在の情報をプラットフォーマーが持っているケースというのは考えられるであろうかと思えますし、今国会に上程されていた取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律、たしか可決されていたと思えますけれども、これについては積極的に考えたらいいのではないかと。取引デジタルプラットフォーム法でも、消費者が訴訟を起こす場合について情報提供を求めることができるという請求権であって、事業者のプラットフォーマーのほうでなければいかぬとまでは書いていないというような状況ですので、積極的に考えるべきだと思いますけれども、やはりまずできる規定までであって、あとは適格消費者団体とプラットフォーマーの間で合意形成というか、将来的な規範形成に期待するというような形になるのかなと思います。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

今、直前に大屋委員から御発言のあった取引デジタルプラットフォームに関する法律の情報開示の規定で第5条というものですが、これができる規定であるというのは、この場合には開示請求権が消費者に実体法上の権利を認

めているということなのかなとも条文からは見えるのですが、事務局に御確認いただきたいのですけれども、これは消費者に実体法上の権利を認めているという理解でよろしいのでしょうか。

○山本座長

それでは、事務局からお答えいただけますでしょうか。

○黒木消費者制度課長

事務局でございます。

取引デジタルプラットフォーム法の第5条については、消費者の実体法上の権利を定めたものということでございます。

○垣内委員

分かりました。ありがとうございます。

その場合に、これに準ずるような形で特定適格消費者団体にその種の権利と、対象となるプラットフォームとの関係で新たに設けるというようなことは十分検討に値することかと思えますし、ほかの類型の第三者についても同程度に必要な情報について請求を認めるべき場合があるということであれば、併せてさらに検討することは考えられるのかなと思います。

○山本座長

ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

○木村委員

御指名ありがとうございます。今回の資料2の中の①、適格消費者団体が保有する情報を特定適格消費者団体に提供するという話でございますが、適格消費者団体が差止請求訴訟の中で事業者の営業秘密の情報を入手することもあるやに聞いております。その提供を受けた側の特定適格消費者団体において被害回復以外の目的で利用されることがないように、団体職員の守秘義務というものを徹底する必要があるかと思います。

二つ目の第三者への協力要請なのですから、幾つか質問させてください。

まず②の第三者について想定している主体を教えてくださいのと、もう一つは、情報を保有する第三者への団体の協力要請はこ訴訟提起の前、一段階目の訴訟が提起される前ということではよろしいのか。

それから、団体の方にもお伺いしたいのですが、被害回復に向けた活動を行

う中で事業者の所在が分からなくて第三者に情報提供を求める必要が生じた場合がございましたら御紹介いただければと思います。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、第1点、第2点は事務局、消費者庁への質問かと思いますので、消費者庁のほうからお答えいただければと思います。

○伊吹専門官

事務局でございます。

まず1点目の御質問の資料2、2ページの②の第三者に関してどのようなものを想定しているのかという点でございましたが、具体的にこういった業界、事業者を特に想定しているということではございませんでして、前回まで対象消費者に関する情報という点に関して第三者の協力ということを御議論いただいておりますので、それとの関係で事業者に関する情報について何か同様の問題があるのかどうかといったところを含めて御議論いただければという趣旨でございました。

また、2点目は例で記載しております協力要請が一段階目の手続の前を想定しているのかどうかという点でございました。ここに記載している例はあくまでも例でございますので、実際にどういった必要性があるのか、あるいはどういった方法が考えられるのかを含めて御議論いただきたいという趣旨ではございますが、ここで例として想定しております被告となる事業者の所在等の情報というところを考えました際には、場合によってはその共通義務確認訴訟をこれから訴え、提起をするというときにあったほうが有用である場合もあり得るのではないかということは考えてございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

第3点は具体的な例があるのかというお話だったかと思いますが、これは団体のほうで何かあればと思いますけれども、御発言いただける団体はございますでしょうか。事業者の所在情報が分からなくて困ったというか、そういうような実例ということですが、いかがですか。今、直ちにということが難しければ、後でお気づきの点があればまた事務局のほうにお寄せいただければと思いますが、当面、今の段階では御発言はないようですね。

それでは、木村委員、もし引き続きの御発言があれば。

○木村委員

ありがとうございます。

特に団体の方にお伺いしたかったのは、実際にどういうふうに困っているのかということが分からないと、なかなか立法には至らないのではないかと思います。次に議論するのであれば、そこまでに消費者庁のほうにおいて、こういった事案において事業者の所在が分からず、例えば訴訟提起ができないとか、被害回復のための交渉ができなかったといったようなものを出していただければと思います。それによって、事業者側、第三者がどういう負担を負うのかは見てくるかと思imasuので、その具体化をぜひいただきたいと思imasu。

今でも弁護士会照会によってこの手の情報は得られるかと思imasu。弁護士会照会制度を超えてこの法律で第三者に対して情報提供を求める制度が必要だということの立法事実とも大きく関わってくるところかと思imasu。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。この点は①②いずれも積極的に考えるべきではないかという御意見がありましたが、①については適格消費者団体の守秘義務と申しますか、訴訟の追行過程で知り得た情報についての守秘義務との関係を整理する必要があるのではないかと、それから、②との関係では実際に困った例があって、その関係でどのような点でこの第三者に協力要請をする必要がある、どこにあるのかということとをさらに検討すべきではないかという木村委員からの御指摘があったところかと思imasu。

③のその他の点は、これまで議論されていて、今回の資料では必ずしも触れていないわけでありますが、事業者の財産情報の問題等についても引き続き考えていくべきではないかという御指摘があったということかと思imasu。

よろしければ、次の資料3ページのほうに移りたいと思imasuが、よろしいでしょうか。

それでは、資料の3ページ、「手続のIT化」の点であります。これも検討の視点としては一応①～③まで挙がっておりますけれども、実質的に今回初めてということではないかと思imasuので、何でも結構ですので特例法上の手続についてのIT化の観点からお気づきのところを御指摘いただければと思imasu。いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

すみません。どなたも口火をお切りにならないので、少し発言させていただきます。

手続のIT化の議論は進んでいることは承知をしております、中間報告が出ているという状況で、つぶさに比較をして検討したわけではないものですから詳細な分析は専門の先生にお任せしたい部分はあるのですが、実務的な立場からまずは感じたところを申し上げておきたいと思います。

まず、検討事項の①の民事訴訟法が直接適用される手続ですね。特に共通義務確認訴訟とか異議後の訴訟に関しては、特例法の手続だからといって一般の民事訴訟とそれほど変わらないと思っておりますので、訴訟手続がIT化でもそれに伴って何か特別な問題が起こるということはないのかなとは思っております。

ただ、②の簡易確定手続のIT化というものが仮に進められると、これについてはいろいろ考えなければいけない問題もあるかと思っています。もちろん提出書面がデジタルでいいということで、例えば債権届出の表などは利便性があるのでエクセルで出したりするようになるでしょう。

ただ、一方で、そういった債権届出を電子的にやるとなった場合、団体が対象消費者から受け取る書面類が紙ベースであった場合には、当然それを何らかの形でデジタル化をした上で裁判所に出さなければいけないことになりますが、その負担を誰が負うのかという話になります。

先ほど事務局から、ここについては環境整備のほうでも議論をしているというお話でしたけれども、簡易確定手続のIT化を進めるということに当たっては、当然その対象消費者と団体との間もIT化されることが望ましいということに留意しながら進めなければいけないのかなと思っております。

細かなところでは、これはどうなるのか、むしろ聞いてみたいというところなのですが、簡易確定手続の様々な段階で公告をすることになっておりますけれども、これがどうなるのかというのはまず気になるのと、あとはたしか51条であったかと思いますが、送達の特例という送達場所の特例みたいな規定があって、これも手続のIT化と関係するところは何か定見があるわけではなくて、この辺りは少し検討しなければいけないかなと思った論点として一応御指摘したいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。幾つか論点についての御指摘をいただきましたが、

ほかに何でもお気づきの点があればと思います。

木村委員、お願いします。

○木村委員

IT化のところですけども、参考資料としていただいておりますIT化に関する中間試案を見ますと、23ページで閲覧及び複製に関する議論がされていて、利害関係を疎明した第三者と利害関係のない第三者によって閲覧できる内容について違う規律が設けられるということが方向性としては固まってきていると理解しておりますし、また法制審の部会におきましては和解調書の閲覧をできる範囲、閲覧に供する範囲について当事者に限定するのか、利害関係人も含めるのかという議論がされていると伺っております。

それとの関係性でいいますと、本法に基づく訴訟におきましても共通義務確認訴訟を行っている段階において消費者が利害関係人に該当するのかなど、その範囲はどういうふうに決めていくのかということにつきましてはやはり整理をしておく必要があるだろうと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。重要な問題を御指摘になったかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

まだあまり細かいところまで十分に検討ができているということではありませんで、民事訴訟法のIT化等々もまだ確定したということでもありませんので、それに依存する部分もあろうかと思っておりますけれども、今、木村委員から御指摘のあった記録の閲覧等の関係ですとか、あるいは和解の閲覧の関係などについては、共通義務確認訴訟との関係でどうなるのかということは検討の必要があるところは出てくるのかなと考えております。

それから、ちょっとこれも細かいところで、現在承知できていないところがあるのですが、今の簡易確定決定のための審理について証拠調べは書証に限るという第45条の規定があるということなのですが、この書証に限りというのは文字どおり書証ということなのか、今、中間試案ですと電子的記録について書証に準ずる証拠として規定するというようなことが想定されているということで、今後は紙媒体でないようなオンラインでの取引の記録とか、そうい

ったものについて紙でないものもいろいろとあり得るということだとすると、それについての対応ということが明確にされるということも必要な場面があるかなという感じもしますので、現在も対応できているということなのかもしれないですけども、その点は確認が必要かという感じがいたしました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

若干補足でございます。先ほど、和解調書を閲覧できる第三者の範囲ということについて意見を申し上げましたけれども、前にこちらで議論をした和解の柔軟化というところとも関わってきているところでございます。その際に和解条項、和解調書が広く第三者に閲覧されてしまう可能性については、それが閲覧されてしまう企業からすると和解をするインセンティブが失われてしまうことがあるよねという御指摘を申し上げたかと思いますが、その点とも関連しているということをお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございます。おおむねよろしいでしょうか。基本的にはこの裁判のIT化は私も関わっておりますけれども、IT化はもちろん民事訴訟だけの問題ではなくて、その他全ての民事裁判手続に及んでいく性質のものでありますので、この特例法上の手続についてもIT化が進められていくという大きな方向性自体は恐らく動かし難いものなのだろうと思いますが、個々に考えていかなければならない特例法独自のものもあるということで、今日は複数の委員からいくつかの点について御指摘をいただいたということかと思います。裁判のIT化のほうもまだ全体像が固まっているわけではありませんが、固まっていく中でこちらの特例法上の手続についても並行して引き続き検討が必要になってくる問題なのかなと思ってしまして、そういう観点から非常に重要な御指摘を複数いただいたと理解いたしました。

それでは、よろしければ本日最後の論点であります。資料3の「その他」で

す。これも、まずやはり事務局のほうから説明をお願いします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

資料3に基づいて、「その他」の議題について御説明をさせていただきます。

2ページからが内容になってございます。当検討会の第2回の際にも一部の委員から、将来的な課題ということだったかもしれませんが、破産手続との関係等についても御指摘をいただいていたところでもございました。

令和3年のここに記載しております特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律成立時の附帯決議におきまして、これまで販売預託商法等によって多数の消費者被害が生じていることに鑑み、特定適格消費者団体による破産申立制度の創設等について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて必要な検討を行うこととされてございました。

こういったことも踏まえまして検討事項でございますが、多数の消費者被害に対応する方策として、団体の現在の消費者団体訴訟制度の担い手としての役割以外の役割として、これについてどのように考えるかということを御議論いただければと存じます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、この論点につきまして、どなたからでも結構ですので、御自由に御発言をいただければと思います。

河野委員、お願いします。

○河野委員

ありがとうございます。

ここで御提案いただいています破産申立制度の創設に関してなのですが、今回、特例法については、3団体の実際の制度の運用例等に基づいて整理がされ、検討が行われてきました。

その上で、今回の御提案というのは、これまでの活動事例から推察しますに、一見、悪質とは見えにくい、例えばある程度財産があつて、表面的には継続的に事業を行っている事業者に起因した消費者被害救済事案において、提訴後の破産行動などへの的確な対処ができるようにするための選択肢として御検討いただいてもいいのではないかと思います。

導入に当たっては、様々、担保しなければいけない条件等があると思います

けれども、今回こういうふうな形で検討いただくということに対して賛同したいと思います。

なお、悪質事案に対しては、当然のことながら行政庁が率先して処分を行うべきであり、今回のこの制度についてこういった検討をしていただくことによって、特例法の中における破産申立てによって少しでも資産が残せる可能性がある案件や回収が微妙な案件への対処法として、今後の活用に向けて整理していただければと考えます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

第2回検討会のときに御提案していた特定適格消費者団体による破産申立てというのが議題として挙げたことについては非常に歓迎をしたいと思っております。

もともと破産申立てが必要な事案というのは、相手方の事業者には財産が全くないか、あるとしても十分な分配が難しいかというものですけれども、そういった事案については、もし団体が裁判を起こしたとしても簡易確定手続の申立て、若しくは手続の追行の義務を一部緩和するというような方向での議論が今されていると理解をしております。このような議論については、団体の負担を軽くするという観点はもちろん望ましいことではあるのですが、一方で対象消費者から見ると、結局簡易確定手続が最後までされないということは、つまりそのまま放置されてしまうということなので、その点はやはり何か出口戦略を考えていかないといけないのではないかと問題意識は持っております。

相手方事業者には全く財産がない、配当がないというような事案であれば結局同じなんですけれども、例えばある程度の資力はある、全員への弁済は難しいけれども、一定額の弁済ならば可能だといったケースとか、それ以外にも財産を隠している可能性があるというようなケースですね。そういうときは簡易確定手続ができないからといって放置をするのではなくて、やはり破産手続に移行させて管財人による調査権や否認権によって財団を拡張した上で被害回復を図る。そういう接続を図るというのは非常に検討に値するものではないかと思う

ところでは。

もちろん、だからといって特定適格消費者団体に破産申立ての義務があるとまでしてしまうと、なかなか負担が重くなる場所がありますので慎重に考える必要がありますけれども、今、申し上げたように少なくとも簡易確定手続の申立てが免除されるようなケースにおいては、団体の選択として破産手続に接続していくことも可能という仕組みはあってもいいのではないかと考えています。

ただ、それに当たって議論しなければいけないことが2点ほどあって、一つはまず団体の破産申立権を認めるというのは法で言うところの債権者による破産申立てとほぼ近い形になるのだらうと思いますので、恐らく裁判所によって相当高額な予納金の納付を求められるのではないかと危惧しております。

そうなりますと、なかなか団体としても負担が厳しいところでもありますので、例えば現行の仮差押え、国民生活センターの援助制度のような仕組みを設けて団体の負担を軽減する仕組みが当然ないとなかなかワークしないのではないかと考えるのが1点です。

もう一点ですが、今、事務局からも御紹介いただきました特商法等の改正案に対する附帯決議において、行政庁及び特定適格消費者団体と書いてあるように、行政庁による破産申立てというののもやはり併せて考えていかないといけない。これは団体だけにやらせるというのではなくて、行政もきちんと役割を果たしてもらうと考えてもいいのではないかと。

いずれにしても、先ほどの論点と同じなんですけれども、ゴールとしてこの検討会の段階で詳細を詰めていくというのは難しい面もあるかと思いますが、少なくともこの検討会においてはそういった必要性があって今後の検討が必要なんだというところの確認かと考えております。

少々長くなりましたが、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、沖野委員お願いします。

○沖野委員

ありがとうございます。

大高委員が御指摘くださったところで大半尽きているように思うのですが、少し重なるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

この特定適格消費者団体の破産手続開始申立てにつきましては二つの方向性があるように思われます。

一つは、大高委員が出口戦略というふうに言われましたし、あるいは破産手

続への移行という表現も使われたと思います。すなわち、現在のこの集団的被害回復の手続を遂行する中で、しかしながら、財産が十分でない。全くないならばどうしようもないわけなのですけれども、あるいは否認権行使ですとか、そういうような破産手続を使えばある程度は財産が出てくるのではないかとか、そういうような場合にはむしろ破産手続を申し立てるというようなルートが考えられないかというのが一つあり得ると思います。それが大高委員の御指摘ではないかと思ひまして、それは別の役割というよりは、まさに現在の制度を担う団体として、それをより完遂するための補完ということになるのではないかと思います。

その場合も予納金の問題がありますし、それから債権者申立てだと要件の疎明という話も出てくるわけですが、そういったところを団体が申し立てる場合にどう考えるのかとか、すでに第二段階で個別の消費者が届出をしているような場合とそれより前であるといったどの段階にあるのかによっても少し話は違って来るかと思ひますので、かなり技術的につなぐための方策を考えなければいけないのかもしれないと思ひますけれども、考え方として一つは続けていくというか、そちらにつなげていくようなもう一つの出口ということで、そこに団体が一定のイニシアチブを取るということが考えられると思ひます。

もう一つは、今回の附帯決議に書かれている内容というのは、もう少し広くといいますか、このような多数の被害が生じているというとき、それを拡大することを防止するために破産手続の開始によって事業者の活動をとめる、そのための手を打たせる。そういう意味では、もちろん既に存在して被害を受けている消費者の権利擁護という面はあるのですが、やや立場としては抽象的です。ありますし、また破産の手続に乗るか乗らないか分からないようなものだったとしますと、一層公益的な役割をこの適格消費者団体に期待することになります。そのような事実をキャッチしたときには、義務とするのはやはり負担が重いので、破産申立てができるという形でその役割を一部担うということが考えられるかと思ひます。そのときの予納の話ですとか、そのときはさすがに債権者の損害賠償債権という話にはならないですので、どういう立場でそれに関わるかということを考えなければいけないかと思ひます。

もっとも、適格消費者団体の役割には期待するところ大ではありますがけれども、その一方で人的なまた財政的な資源を有効に活用するという点からすると、ここにそれほど重きを置くのが望ましいのかという問題もあるように思ひます。

例えば、対象消費者に対する通知や公告を効率化しようと言っているときに、公益的な立場から一種のパトロールのような役割も気づいたらではあるけれども担っていただくというのは、そのときは報酬とかもなかなかない中でそれを本当に担うのが適切なのか。

あるいは、指定法人にそういう役割を考えたほうがいいのかもかもしれませんし、また、指定法人もやはり人的、物的、あるいは財政的な基盤を有効に活用して、一番必要なところに投入するということが大事だと思いますので、そうだとするとむしろ行政庁の申立てを認めた上で、その職権発動を促すような情報提供等をするということのほうが望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大屋委員お願いいたします。

○大屋委員

附帯決議にも破産手続等について言及されていて、それはきちんとやるべきだというふうに消費者団体側の方がおっしゃるのは大変よく分かるところではあるのですが、後ろに書いてある解散命令制度は正面からの公権力による民間団体への死刑宣告であって、これはかなり強行な行政権力の発動ということになる。

その手前の破産申立制度についても、これは言及されているのは特に販売預託商法ですから、建前上は通常の商取引として一応の体裁は整えてちゃんと運用してみたんだけども結果的に利益が上がらなかったという話なのか、そもそもきちんと運用されていないポンジスキームであるという話なのかの判別を行政庁がちゃんとできるようにすること自体が、相当強力な経済活動への介入を伴うことになるだろう。それは、悪質な事業者としても、健全な事業者が巻き込まれる場合の懸念なども生じるだろうと思うところです。

その一方で、現にそれがうまくいかなくなって、返還とか、返金とか、解約の請求が拒絶されているというような事案が生じ、相談が始まって消費者問題になりましたというところから、典型的には例えば一段階目の訴訟をやって、これはどうもあかんものであることが決まった後で、しかし、お金はなさそうだということで二段階目の手続で諦めてしまう。

このときに、単に断念するのではなくてとどめを刺してください。破産申立てをして、残っているだけのお金は何としても吐き出させて、これ以上の事業が不可能な状態にしてみらうと、社会的には望ましい状態が達成するのではないか。つまり、民々の関係を基礎にした処理によって問題のある事業者が摘発されてとどめを刺されるというところに動いてくれるので、とても望ましいのではないかとと思うのです。

ただ、一方で、社会的にはそうなんですけれども、それを期待される適格消費

者団体にとっては多分あまりいいことはないんです。潰れかけの事業者にとどめを刺したところで、そこから報酬が湧いて出るとは考えにくい。相手が資金がある事業者の場合には二段階目の簡易確定手続の訴訟費用等、報酬を獲得するという事は可能なわけですがけれども、そういかないとなると、いわば公益のために働いてほしいと期待していることになるのではないかと。

そうだとすると、私自身は特定適格消費者団体、あるいはそこからアウトソースされた団体には、こういう役割を必要な場合には積極的に果たしていただきたいというのが社会的観点からの結論であり、しかし、それを支えるインセンティブが当事者に欠けているという問題だと思うので、きちんと公的なバックアップをすべきだと。大高先生がおっしゃったように、直接的に予納金などの費用のところで配慮するという事は当然ではありますがけれども、それに加えて何らかの公的な財政的支援とかバックアップとかは必要なのではないですかと思うところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員お願いいたします。

○木村委員

ありがとうございます。

質問です。団体に破産申立権を付与するといったような御提案ですが、これは資料にあるような販売預託商法等による被害を生じさせたような事業者に限ってのものなのか。それとも、それを超えて一般的に申立権を要する、あるいは支払不能にあると考えたときには申立権があるというつもりなのか。どちらでしょうか。

○山本座長

それでは、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

○伊吹専門官

事務局でございます。

まず、御質問のところがもしこの附帯決議の部分だといいますと、ちょっと我々のほうでお答えできないところはあるかなと思ひまして、文字どおり「販売預託商法等によって多数の消費者被害が生じていることに鑑み」ということを前提にさせていただくことになるかと思っております。

他方で、検討事項のほうにつきましては、特にこの検討事項の中で事務局のほうから破産申立ての主体となることを御提案しているという趣旨ではございませんで、そういったことを含めた今の団体の役割以外の役割をどのように考えるかというところを御議論いただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○山本座長

それでは、木村委員お続けいただけますか。

○木村委員

ありがとうございます。

非常に限定された場合ではなくという、そこまで絞り込んだ提案ではないというふうにお聞きしました。一方で大高委員の御発言からすると、第一段階の訴訟を提起したものの出口が見えないような、要するにちゃんと被害回復ができるかどうか疑問があるような場合に、その出口として破産申立てというのを考えているというようなお話でもありました。

私が少し懸念しているのは、そういった販売預託商法の、財産がほとんどないか、どこかに隠してしまっているというような悪質な事案であればまだしも、消費者被害を多数起こしたかもしれないけれども、ほかにまともなビジネスがあって再建可能性のある会社に対して、破産申立てをしてしまうことのデメリットがあるのではないかとこのところでございます。

山本先生がいらっしゃる前でこういうことを言うのも差し出がましいですが、存続可能性のある企業であれば、例えばメインバンクと相談しながら事業再生に切り替えにいくとか、ほかにもいろいろ金融機関の協力を取りつけながら再建をしていく。その手段は法的な民事再生手続かもしれませんが、事業再生であるかもしれないし、私的再建手続かもしれませんが、そういった手段をとることによって事業を存続させながら被害者への賠償金も果たしていくといったものがあり得るわけです。例えば過去に多数の被害者を出した公害を起こしていてもそういう形で存続している企業があることは皆さん御存じかと思いますので、破産申立てが必ずしもよい解だとも限らない。

ですので、ほかの債権者がいる中で、その意向に反して団体が破産申立てを行うというのはケース・バイ・ケースであろうかと思っており、一般的な制度として特定適格消費者団体が破産申立権を有するという建付けはいかがなものかと思えます。もしこうした制度を入れる場合には具体的にどういうときに必要なかを検討に入れていただくということにならざるを得ないのかなと感じております。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにございますでしょうか。
垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員

既に御発言のある委員の先生方の御意見に重なるところが大半なのですが、先ほど沖野委員が明解に説明されましたように、団体に破産申立権を求めるという場合に、その性質と申しますか、性格については二つのアプローチの仕方があり得るだろうと思います。

基本的には、破産手続というのはけしからん団体に対する制裁というよりは、むしろ債権の包括執行と申しますか、集団的に行うというのが一次的な役割だろうというふうに理解をしておりますので、そういう点から申しますと沖野先生の言われたものでいうと前者と申しますか、現在、消費者被害の救済という文脈で与えられている団体の役割の延長線上として必要な限度では破産申立てという権利が与えられていい場合があるのではないかというのが適切なのかなと考えております。

ただ、予納金等の問題もありますし、資格についてどのようなもので基礎づけるものとして疎明するのか。例えば、債権者であれば債権を疎明するというのがどういう形になるのかといったことについては検討する必要があると思います。

予納金等について援助が必要なのではないかというのもそのとおりだろうと思われかもしれませんが、仮差押えの場合ですとあくまで担保ということなので、万が一、負けた場合にはそれは返ってこない可能性があるけれども、うまくいった場合にはそこは実損がないということになり得るわけですが、非常に逼迫した財産状態にある事業者の場合に、予納金を回収できるかどうかというところ、そこは担保の場合とはかなり違った状況でもあるかとも思われますので、そういう前提で、なお団体の申立てがどういう場合かというようなことを少し検討する必要があると考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。
大高委員、お願いします。

○大高委員

すみません、2回目で恐縮でございます。

沖野先生が非常に分かりやすく二つの場面をまとめていただきまして、沖野先生が御指摘のとおり、私は沖野先生の御紹介いただいた前者のほうですね、まさしく被害救済という観点からの出口戦略的なところでまず考えてはどうかという御意見を差し上げました。

考え方としては、沖野先生の二つ目の参議院の附帯決議案は公益的な側面を強調したものではないかというのは御指摘のとおりなのですが、そこは若干、私もどちらがいいのかなと思ひまして、団体の主たる役割なのかどうか。もちろんオプションとしてできる場合もあっていいという議論はあると思うのですが、一方でそういう権限が与えられればやはり期待をされるというところにつながりますので、そういう一般的な部分に入れるかどうかについては議論の余地があり、団体のほうの御意向も踏まえなければいけないのかなと思っています。

一方で、前者の被害救済の出口戦略的なところの破産については、むしろやはり重要なオプションの一つとして入れるべきではないかと思っています。木村委員のほうから、少し御懸念のかろうじて事業継続が可能な事業者、むしろ事業継続をしてもらって少しずつ被害回復をしていく事業者については恐らく団体は和解等の形で、まさしく今まで議論しているような和解の柔軟化の中で、事業者の営業を継続しながら被害回復額を増大させるというほうを選択していくでしょうし、恐らく最終的に破産せざるを得ないケース、それを求めていかなければいけないようなケースというのは、やはりそれだけのやむを得ない事情がある場合はおのずか絞られていくと思います。

ただ、問題はそれを構成的に要件化するのが妥当かどうかということがまた別途ありまして、むしろそれは要件化するというよりは、せいぜいガイドラインとか指針的なもので示せば十分ではないかと思っています。

いずれにしても、多々論点はあるところでありますので、引き続き必要性があって、かつ検討が必要な分野かなという感想でございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この問題ですが、私自身も一応この分野は専門にしているものがありますけれども、皆さん御指摘のとおり、沖野委員の整理には私も大変頭が整理された感じがします。

一般的な形で申立権を認めるということについては、皆さん既に御指摘の通り、あるいはこの附帯決議にもありますように行政庁による申立制度、これはもう約20年前、私が破産法改正に携わった当時から豊田商事等の例が挙げられて議論がされていた問題でありまして、引き続き議論をしていかなければならない問題で、その破産手続というものをどのように考えていくのかという全体の中で恐らく大変大きな問題ということになるろうかと思います。

他方、簡易確定手続の、大高委員の言葉で言えば出口戦略との関係でこの破産申立権というのはもう少し実務的に考えていける問題なのだろうと思いますが、その中でも、しかしなお予納金の問題、これは破産法には国庫仮支弁という制度がありますけれども、そういったようなものの活用等も含めてどのように対応するのかや消費者の債権の取扱いや破産原因をどういうふうに立証するか、その情報をどういうふうに取得するか。これは、先ほどお話があった事業者の財産情報の取得の問題とも関わってくるわけです。そのような幾つかのいろいろな前提的な問題としてなお考えて、単に申立権を与えればそれで全部オーケーという話では恐らくない問題なのだろう。

そういう意味では、この附帯決議の趣旨に鑑みても、そして大高委員が御指摘のように、引き続き一定の必要性があるということは恐らく今、委員の間で一定のコンセンサスがあることですが、それを前提にどのような制度を仕組んでいくのがいいかということについてはさらに検討すべき課題があるということが確認されたものと思いますので、今回、直ちにこれで何か具体的な改正ということにつながるのはなかなか難しいかもしれませんが、先ほどの前者の問題も含めて引き続き検討していただかなければという問題かなと、これは個人的な意見ですが、私もそう思う次第ではありますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日取り上げるべき問題点は全て取り上げられたと思いますので、本日の審議はこの程度にしたいと思います。

今回、前回から引き続き議論をいただいた論点、又は追加的に御議論いただいた論点についてさらに検討を深めることができたと思いますので、先ほど申し上げたように、取りまとめに向けて前回、前々回の議論も含めて大きな方向性みたいなものは見えてきたと思いますけれども、なお、かなり根本的な点も含めて御意見の対立というか、御意見の違いが残っている部分もあるかと思っています。

ただ、この検討会の最初に井上大臣の御挨拶で、今はもう夏の真っ盛りですが、夏を目途にして一定の取りまとめを目指していただきたいというお話がございましたし、一部の論点ではまとまりが見えているということもございますので、本日までの議論を踏まえて今後は取りまとめに向けて議論を進めてまい

りたいと考えております。事務局においても取りまとめの作業というもの、既にそれに入っている部分もありますが、その作業を引き続き進めていっていただければと思います。

そういうことで、今日で一段落というか、ある程度のところまで進んだということになりますけれども、今後に向けた事柄で何か委員の皆様から御指摘があれば承りたい、あるいは御要望等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今後の日程等につきまして事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

本日も、大変示唆に富む貴重な御意見、御議論をどうもありがとうございました。次回の日程、議題等の詳細につきましては改めて御連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議はこの程度としたいと思います。

本日も、お忙しいところ御参集いただきまして、大変熱心な御議論を長時間にわたり行っておりましてありがとうございました。今後とも、取りまとめに向けて引き続き御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の検討会はこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。